

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区建設支持の外貨管理実施細則公布に関する通知
【発布機関】国家外貨管理局上海市分局
【発布番号】上海匯発[2014]26号
【発布日】2014-02-28
【実施日】2014-02-28
【時限性】現行有効
【効力等級】地方規範性文書
【全文】

中国(上海)自由貿易試験区建設支持の外貨管理実施細則公布に関する国家外貨管理局上海市分局の通知

上海匯発[2014]26号

上海市各外貨指定銀行宛:

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の建設を支持し、対外開放を拡大し、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」(国発[2013]38号)及び「中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見」(銀発[2013]244号)を着実に実施するため、国家外貨管理局の許可を経て、国家外貨管理局上海市分局(以下「外貨局」という)は、实体经济への奉仕、外貨管理改革の推進、リスクの効果的な防止、「一項目が成熟したら、一項目を推し進める」原則に基づき、試験区において以下の外貨管理政策措置を実施する。

一、外貨管理改革を推進させ、貿易投資の利便化を促進する

(一) 經常項目の外貨受取・人民元転、外貨購入・支払の書類審査を簡素化する。銀行は「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査職責を果たす」などの原則に基づき經常項目の外貨受取・人民元転、外貨購入・支払業務を行う。

(二) 直接投資外貨登記手続を簡素化する。一つ目は、直接投資外貨登記業務手続ルートを拡大する。二つ目は、外商投資企業の外貨資本金の自由な人民元転を実行するにあたり、外商投資企業は外貨資本金口座開設銀行において個々に対応する人民元専用預金口座を開設し、資本金の人民元転により得た人民元資金の預入専用にし、真実の取引原則に基づき当該口座を通じて諸々の決済業務を行う。

(三) 対外債権債務管理を緩和する。一つ目は、対外担保及び国外への担保料の支払に伴う行政審査許可を取り消す。二つ目は、区内企業による国外外貨貸付金額上限をその所有者權益の30%から50%に調整し、国外直接投資債権登記を国外外貨貸付登記管理に組み入れる。三つ目は、国外ファイナンスリース債権の審査許可を取り消し、国内ファイナンスリース業務における外貨でのリース料受取を認める。

(四) 多国籍会社本部による外貨資金集中運営管理、外貨プーリング及び国際貿易決済センターの外貨管理試行政策を改善する。試行企業の条件を緩和し、審査許可のフロー及び口座

管理を簡素化する。

(五) 人民元転・外貨転管理を整備する。銀行による区内顧客向けのコモディティ商品の店頭デリバティブ取引に便宜を図る。

二、統計モニタリングと分析アラートを強化し、外貨受取・支払リスクを効果的に防止する

(六) 外貨管理データ情報登録義務を厳格に履行する。銀行、企業などは、現行の外貨管理規定に基づき、遅滞なく、正確に外貨局へ国際収支統計申告、国内資金振替、人民元転・外貨転などのデータを登録し、異常な、又は疑わしい状況を自発的に報告し、異常なクロスボーダー資金流動を防ぐべく、積極的に措置を講じなければならない。

(七) オフサイト・モニタリングと現場立入確認検査を強化する。外管局は、クロスボーダー資金流動のモニタリングを強化し、外貨受取・支払アラート指標体系を整備し、銀行、企業などの異常な、又は疑わしい状況に対してリスク提示を行い、法に基づき現場立入確認検査を展開し、分類管理を実施し、規定違反行為を処罰する。必要であれば、政策を調整し、臨時の規制措置を講じる。

本通知は、公布日より実施する。次のステップとしては、外貨局は遅滞なく試験区における外貨管理政策措置の実施効果を総括し、投融資送金・兌換の利便化をさらに促進するなどの政策措置を積極的に研究し、試験区における実体経済の発展を支持し、試験区の国家戦略に一層奉仕して行く。

付属文書：試験区建設支持の外貨管理実施細則

国家外貨管理局上海分局

2014年2月28日

付属文書：

試験区建設支持の外貨管理実施細則

第一章 総則

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の建設を支持し、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」(国発[2013]38号)及び「中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見」(銀発[2013]244号、以下「意見」という)を着実に実施するため、本実施細則を制定する。

第二条 試験区内の銀行(区内に登録している銀行及び区内業務を行う上海地区のその他の銀行を含む、以下同じ)、国内外企業、非銀行金融機関、個人(以下「区内主体」という)に本実施細則を適用する。

2 / 6

第三条 国家外貨管理局上海市分局(以下「外貨局」という)は、試験区における外貨口座の開設、資金振替、人民元転・外貨転、人民元・外貨データ統計などの事項の監督管理を司る。

第四条 区内主体は、現行の外貨管理規定に基づき、国際収支、人民元転・外貨転、国内資金振替、口座などのデータ登録義務を真剣に履行し、データの正確性、タイムリー性、完全性を保証しなければならない。

第五条 区内銀行は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査職責を果たす」などの原則を遵守し、本実施細則の規定に基づき試験区における外貨業務の真実性、適法性の審査を的確に実行し、完全な内部統制管理制度を制定して外貨局に報告し届出をしなければならない。

第六条 区内企業、非銀行金融機関、個人などが本実施細則規定の外貨業務革新を行う場合、その取引が真実で合法的でなければならず、また口座を通じて手続を行わなければならず、虚偽の契約を使用したり、又は虚構の取引を作り上げて業務を行ってはならない。

第二章 経常項目業務

第七条 区内主体と国外との間の経常項目取引は、本細則第五条の規定に基づき外貨購入・支払、外貨受取・人民元転手続を行う。資金の性質が不明瞭な場合、区内銀行は関連書類を提供するよう企業、非銀行金融機関、個人などに要求しなければならない。

区内のA類企業の貨物貿易外貨収入は、審査待ち口座に入金する必要はない。サービス貿易、収益及び経常移転などの対外支払が1件あたり5万米ドル相当以上の場合、規定に基づき税務届出表を提出する。

第八条 条件に合致する区内企業は、国内の外貨資金メイン口座を通じて経常項目外貨資金集中外貨受取・支払及び相殺差額決済を行うことができる。

第九条 区内の金融リース会社、外商投資リース会社及び中国資本ファイナンスリース会社(以下「ファイナンスリース類会社」という)が国内賃借人にファイナンスリースを行うときに外貨でのリース料を受け取ることを認める。区内の大型ファイナンスリース企業に対して貨物貿易特殊標識モニタリング管理を実行する。

第三章 資本項目業務

第十条 直接投資における外貨登記及び変更登記の権限を銀行に委譲する。

第十一条 区内の外商投資企業の外貨資本金は、自由な人民元転を実行する。外商投資企業は、外貨資本金口座開設銀行において個々に対応する人民元専用預金口座を開設し、資本金人民元転により得た人民元資金の預入専用にし、真実の取引原則に基づき当該口座を通じて諸々の支払手続を行わなければならない。

銀行は、「国家外貨管理局による資本項目情報システム試行及び関連データ登録業務に関する通知」(匯発 [2012]60号) 付属文書 4「外貨口座データ収集規範(1.1版)」の要求を参照して人民元専用預金口座の開設・閉鎖及び収支残高情報を登録しなければならない、人民元専用預金口座の口座性質コードは「2113」とし、口座性質名称を「資本項目—人民元転後支払待ち口座」とする。銀行は、「国家外貨管理局による国内銀行の涉外受払証憑及び関連情報登録準備業務の調整を貫徹することに関する通知」(匯発 [2011]49号)の要求を参照して、国内受払証憑を通じ、人民元専用預金口座とその他の国内人民元口座との間の受払情報を登録しなければならない。

第十二条 外商投資企業の資本金及びその人民元転により得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。

(一) 企業の経営範囲以外又は国の法律・法規で禁止されている支出に直接又は間接的に用いてはならない。

(二) 別途規定がある場合を除き、証券投資に直接又は間接的に用いてはならない。

(三) 人民元委託貸付(経営範囲で認められている場合を除く)、企業間貸借の返済(第三者による立替金を含む)及び第三者に転貸した銀行の人民元貸付の返済に直接又は間接的に用いてはならない。

(四) 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入関連費用の支払に用いてはならない。

第十三条 区内企業による国外外貨貸付管理を緩和し、区内企業による国外外貨貸付金額上限をその所有者権益の50%に調整する。当該比率を超える必要がどうしてもある場合、外貨局が個別案件集団審議方式により処理する。

第十四条 区内企業が提供する対外担保は、担保契約の締結を自ら行うことができ、外貨局に申請し事前行政審査許可手続を行う必要はない。

区内企業が対外担保を提供する時、保証人及び被保証人の純資産比率、被保証人の利益獲得状況、保証人と被保証人間の持分関連条件による制限はない。

区内企業が締結する対外担保契約は、規定に基づき対外担保登記及び契約履行認可手続を行い、担保下の資金用途に関する制限規定に合致していなければならない。

第十五条 区内企業、非銀行金融機関が国外に支払う担保料に認可は不要であり、担保料支払通知書を持参して直接、銀行において外貨購入・支払手続を行うことができる。

銀行は、担保料の外貨購入・支払手続を行う時、関連担保業務が外貨局の関連規定に合致しているかを確認しなければならない。

第十六条 区内のファイナンスリース類会社によるファイナンスリース対外債権業務手続の個別審査許可を取り消し、登記管理を実行する。

第十七条 多国籍会社本部による外貨資金集中運営管理、国内外貨プーリング及び国際貿易決済センターの外貨管理試行を統合する。区内企業の開設済みの国内外貨プーリング口座、国際貿易決済センター専用口座の名称を国内外貨資金メイン口座に統一し、その機能を国内外貨資金メイン口座に合併させる。

国内外貨資金メイン口座は、第八条の業務及び国際貿易決済センターの業務のほか、国内メンバー機構の資本金、外債、資産現金化資金などの集中管理をすることもできる。

条件に合致する区内企業は、経営上の必要に基づき、国際外貨資金メイン口座を開設することができる。国際外貨資金メイン口座と国外資金の往来は自由であり、国内外貨資金メイン口座との規定限度額内での自由な振り替えが可能である。

条件に合致する区内企業が国内外貨資金メイン口座、国際外貨資金メイン口座を通じて展開する各種試行業務に伴う行政審査許可を届出に変更する。

第四章 外貨市場業務

第十八条 銀行が区内企業のために行うコモディティ商品デリバティブ取引は、以下の規定を遵守し、関係する人民元転・外貨転業務を行わなければならない。

(一) 事前に必要な業務資格の取得、必要な商品の登録手順の実施などを含む、関連金融監督管理部門の規定に合致していなければならない。銀行の分支機構がこの業務を行う場合、必要な事前授權取得などを含む、銀行の内部管理規定に合致していなければならない。

(二) 銀行又はその本店は、インターバンク外貨市場マーケットメーカー資格を有していること、又は当該銀行が上海地区において直近 3 年間で外貨管理規定実行状況審査において A 級を 1 回以上取得し、且つ B 級を下回ることがない。

(三) 銀行が展開するコモディティ商品デリバティブ取引における人民元転・外貨転業務は、上海市分局に事前届出をしなければならない。

(四) 銀行が企業のために提供するコモディティ商品デリバティブ取引は、企業が真実のコモディティ商品現物取引の背景を有しており、適度なリスクヘッジ原則に合致しているかを確認し、且つ顧客に偽りなく情報の開示、リスクの提示を行い、企業に関連リスクを自ら引き受けさせる。

(五) 銀行が企業のために提供するコモディティ商品デリバティブ取引において、国外でのカバーにより発生した為替レートのオープンポジション又は外貨損益は、当該銀行において相応の人民元転・外貨転業務を行い、また銀行の人民元転・外貨転総合ポジションに組み入れてカバーすることができる。外貨局は、銀行による当該人民元転・外貨転業務に対して年間累計発

生額規模管理を実行する。

(六) 銀行は、上述の人民元転・外貨転取引を銀行人民元転・外貨転統計に組み入れなければならない。取引項目は「240/440 その他の投資」項目に帰属させ、取引主体は「銀行自身」扱いで統計する。

(七) 銀行は、外貨局に定期的にコモディティ商品デリバティブの関連取引及び人民元転・外貨転の情報を登録しなければならない。

第五章 附則

第十九条 外貨局は、区内企業の貨物貿易などの外貨受取・支払に対してオフサイト・モニタリングを行い、異常な、又は疑わしい状況に対して現場立入確認検査を行い、現場立入確認検査結果に基づき分類管理を行う。

第二十条 国際収支に深刻な不均衡が発生した、又は発生する可能性があるとき、外貨局は臨時の規制措置を講じることができる。

第二十一条 外貨局は、国家のマクロプルーデンス政策、外貨収支の情勢及び革新業務の展開状況に基づき、革新業務内容を徐々に改善して行くことができる。

第二十二条 外貨局は、法に基づき区内主体に対して監督検査及び調査を行う。「外貨管理条例」及び本規定に違反した場合、革新業務を一時停止し、「外貨管理条例」及び関連規定に基づき処罰を行う。

第二十三条 本実施細則は、公布日より施行する。規定なき事項は、税関特殊監督管理区域外貨管理弁法などの現行の外貨管理規定に基づき、実行する。

別紙:

1. 試験区における多国籍会社本部による外貨資金集中運営管理試行取扱規程(略)
2. 試験区における直接投資外貨登記取扱規程(略)
3. 試験区における外商直接投資企業資本金の自由な人民元転取扱規程(略)
4. 試験区における国内外リースサービス外貨管理取扱規程(略)

国家外貨管理局上海市分局

2014年2月28日